

第2章 環境報告書のあり方

1. 報告に当たっての基本的要件

環境報告書を作成するに当たっては、まず環境報告書の対象とする組織、期間、対象分野などの基本的な要件を明確にし、かつ、環境報告書にこのことを明記することが必要です。

1) 対象組織の明確化

環境報告書で対象とする組織の範囲を明確に定義することが必要です。

具体的には会社単独なのか、連結対象企業やグループ企業も含めるのか、日本国内に立地する事業所のみを対象とするのか、海外の事業所までも含めるのか等が問題となります。

また、これまで公表された環境報告書をみると、会社概要は単独決算のデータ、環境パフォーマンスは主要事業所のみデータ、環境保全への取組の記述は海外の事業所や子会社での取組も含むといった具合に、その内容によって対象組織の範囲が、環境報告書全体で首尾一貫していない例もみられます。

データ収集の精度や労力の点からやむを得ない面もありますが、環境報告書全体の対象組織を明確にし、内容によりこれと異なる場合は、それぞれにおいて対象範囲を明記することが必要です。その際、組織全体の概要を理解できる図等を用いるとともに、全体の経営戦略や各組織の位置付け等についてもある程度説明等の工夫を行うと、対象組織についての理解を得る手助けになると考えられます。

2) 対象期間の明確化

環境報告書で対象とする期間を明確に定義することが必要です。

第一には、会社概要や財務情報と環境パフォーマンス情報など、環境報告書に記載された各種データの対象期間を可能な限り統一し、もし内容により異なる場合には、その点を明記することが必要です。

第二には、環境報告書に記載されている環境保全への取組の内容の実施時期が、環境報告書の対象期間と一致していることが必要です。しかし、取組の全てが一定期間内で終了するわけではないこと、過去に行った取組であっても現在まで継続して効果を発揮している場合があること、当該年度の取組だけではその事業者の取組全体を適切に紹介することが難しい場合があり、その場合には、異なっている点を明記することが必要です。

3) 対象分野の明確化

環境報告書で対象とする内容の分野を明確に定義することが必要です。

近年、欧米では「環境」問題に限らず、社会的分野、経済的分野等についても報告書の対象分野

として拡大し、これを「持続可能性報告」として普及していこうという動きが強まっています。社会的分野とは、例えば、労働安全衛生、従業員の福利厚生、雇用等に当たっての男女等の平等、バリアフリーへの対応、最低賃金、組合活動の自由度、フィランソロピーなどのことです。また、経済的分野とは、売上高や利益の状況、資産、投資額、賃金、労働生産性、雇用創出効果などのことです。

ただし、社会的分野等に関しては、環境分野とは異なり、どのような項目や内容を、どのように取り扱うか等について、まだ発展途上にあるというのが現状であり、今後、様々な検討が積み重ねられていく必要があります。

しかし、環境対策と労働安全衛生などを一つのセクションで統括している事業者も数多くあり、またこれらの問題はかなり関連性がある場合もあります。本ガイドラインで取り上げる環境報告書の項目や内容は、あくまでも環境保全という観点でのミニマムなレベルのものであり、それぞれの事業者の判断で、社会的分野等へ報告分野を拡大していくことが、望ましいと言えます。

この社会的分野等については、巻末の資料編を参照してください。

2．報告に当たっての原則

環境報告書は、環境コミュニケーションのツール、さらには社会的な説明責任の観点から作成・公表されるものであり、以下に示す6つの原則は、環境報告書を環境コミュニケーションや社会的説明責任のツールとしていく上で必要不可欠なものです。これらの原則に合致しない環境報告書は、環境報告書とは言えず、環境パンフレットの的なものとなってしまいます。

1) 適合性

作成・公表される環境報告書がどのような受け手、利害関係者を対象としているのかによって、環境報告書のあり方は異なってくると考えられます。例えば、消費者や顧客を対象とするのか、投資機関、環境NGO等の専門的知見のある者を対象とするのか、その主たる対象によって報告の内容などが異なってくると考えられます。それぞれの受け手が、その事業者及び環境報告書に対して、どのようなことを期待し、どのような情報を求めているかを、十分に考慮することが必要です。環境報告書はそのような受け手の期待やニーズに適合していることが望まれます。

2) 信頼性

作成・公表した環境報告書が、多くの利害関係者に受け入れられ、信頼を得ることができるかどうかは、当該事業者の環境報告書の作成に対する姿勢にかかっています。

環境報告書の信頼性を高めていくためには、

- ・記述内容に誤りのない、事実に基づいた正確なものであること
- ・当該事業者が行うべきと考えられる環境保全への取組や環境負荷の削減に関して必要かつ実質的な情報が記載され、網羅されていること

- ・環境報告書の受け手の判断や見解に影響を与える可能性がある情報や、社会的に議論となっている問題に関しては、偏見のない、中立的な記述を行うこと
- ・不確実な事実やデータ、将来の予想などについては、読者に誤解を与えない慎重な表現がなされていること

などに配慮することが必要です。

3) 理解容易性

環境報告書の受け手は多種多様であり、環境報告書の作成に当たっては、わかりやすい、かつ誤解のないように配慮することが重要です。

環境報告書において、自社の取組内容のみを記載し、数値データ（実績や目標）や自らの環境負荷の実態についてほとんど記載していないものがあります。事実を正確に伝える上で、数値の記載は極めて重要であり、その数値も指数だけでなく、必ず実数値でも記載すべきです。実数値が記載されていなかったり、指数のみで表現されていたりすると、「実は何もしていないのではないか」または「実際にはもっと多いのではないか」などの無用な誤解を招き、かえって評価を下げるおそれさえあります。さらに、過去数年における経年変化を示すことも理解を深める上では重要です。

その上で、環境報告書はコミュニケーションツールとして、見やすい、わかりやすい、読みやすいものであるとともに、読者が「読んでみたい」と興味を抱くような表現の工夫も大切です。

そのためには、

- ・簡潔な文章と文体を心がける
- ・文章に加え、グラフや写真等を交えて表現する
- ・記載した取組や数値等の意味を適切に説明する

こと等が望まれます。

また、業界や社内だけで通用するような言い回しや表現、用語は可能な限り避けるべきであり、場合により注釈等を付すことも必要です。

特に、サイト環境レポートについては、地域住民等が必要とする情報に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが望まれます。

4) 比較可能性

事業者の事業特性や業態によって環境負荷は異なると考えられますが、環境報告書は、業種の異なる事業者間、同一業種の事業者間での比較が可能であることが望まれます。比較可能でなければ、事業者が他の事業者の取組を参照することができず、また、利害関係者も環境保全に積極的な事業者を選別することが困難となります。

記載するデータの根拠や収集方法、測定方法などを明記すること、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成すること、業界等で合意した共通の手法で環境パフォーマンスに関する情報を測定することなどは、環境報告書の信頼性を高めるとともに、事業者間の比較可能性をも高めることにつながります。

また、記載された情報は、単年度のものだけでなく、当該事業者における経年の変化（少なくとも過去3年から5年程度）を適切に比較できることも必要です。

5) 検証可能性

環境報告書の信頼性を確保していく上で、環境報告書に記載された情報について、客観的な立場から検証可能であることが必要であると考えられます。検証可能であるということは、第一に、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、算定方法や集計範囲等が明記されていて、検証可能な形で表示されているということです。第二には、環境報告書の記載情報のそれぞれについて、根拠資料が存在するとともに、その集計システム等が構築されていて、情報の信頼性を第三者が確認する手段があるということです。この場合の第三者とは必ずしも外部の人間だけではなく、企業内部の監査役なども想定されます。第三者による検証については、次節及び巻末の資料編を参照してください。

6) 適時性

環境報告書は一定の期間毎に作成され、当該事業者の環境保全への取組、あるいは環境に関する事故、さらには環境保全への取組の方針や目標の策定や改訂などについて、適切なタイミングで公表されることが重要です。

3 . 環境報告書の信頼性の確保に向けての仕組み

環境報告書は、ただ単に作成し、公表すればいいというものではありません。環境報告書を社会的な責任から作成・公表するに当たっても、環境コミュニケーションのツールとして活用していくに当たっても、その環境報告書が社会に受け入れられ、信頼されるものでなければならないと言えます。そういう意味で、環境報告書の信頼性をどのように確保していくのかは、どのような内容の環境報告書を作成・公表するかということと同様、大変重要です。

環境報告書の信頼性を確保していくためには、以下の例のように様々な手法や仕組みが考えられ、先駆的な事業者によって、既にこれらの取組が始められつつあります。

これらの手法や仕組みのどれに、どのように取り組んでいくかは、事業者の業種、特性及び報告内容等に応じ、事業者自身が判断していくべきものと言えます。

1) 双方向のコミュニケーション手段の確保

環境報告書に関する各種のガイドラインの影響もあり、既にほとんどの環境報告書において、発行年月日、次回発行予定、問い合わせ先等が明記されています。さらに最近発行された報告書では、意見送付用等のアンケート用紙やはがきを添付し、読者からの意見や要望を積極的に聴取するという姿勢を明確に表しているものが増えつつあります。また、インターネット等を利用し、双方向のコミュニケーション手段を確保している事業者も多くなっています。

このように環境報告書における双方向のコミュニケーション手段を確保し、利害関係者の意見や質問等に積極的に対応していくことは、信頼性確保に当たっての最も基本的な手法であると言えます。

また、環境報告書に記載される最終的な情報のみならず、その元となる種々のデータにもアクセスすることが可能であれば、情報全体の信頼性が大いに高まることになるでしょう。こうした手法も今後の検討課題の一つと考えられます。

2) 中立的に定められたガイドラインに則った作成

環境報告書は、個々の事業者が、自らの業種、特性及び対象者等に応じて工夫しながら作成することが重要ですが、一方である程度の共通性、比較可能性も必要であると考えられます。また、報告内容について、その事業の特性に応じた重要な環境負荷の実態や、環境保全への取組状況に関する情報が記載されているなどの網羅性も必要です。

従って、中立的な機関が定めた共通的なガイドラインに準拠して環境報告書を作成し、その旨を明記することは、報告書の比較可能性や網羅性が高まり、信頼性を高めていくことに資すると考えられます。既に、環境庁の環境報告書作成ガイドラインやP E R I、G R I等のガイドラインに則って作成し、これを明記している例が見られます。また、業界として、温室効果ガスの算定についての統一基準や環境会計についてのガイドラインを策定している例も見られます。

本ガイドラインを策定した目的の一つも、本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成しその旨

を明記することにより、環境報告書の信頼性を高めていくことにあります。

ただし、信頼性の確保のためには、ガイドラインに準拠したと記述しているにもかかわらず、記載できなかった項目がある場合には、その旨明記することが必要です。

3) 厳格な内部管理の実施とその公表

環境マネジメントシステムや環境情報の収集・管理のシステム、さらには、環境パフォーマンスについて、その内部管理の基準及び内部監査の基準等を厳しく設定して、これに基づいて、内部管理・監査を厳格に実施することが、環境報告書の信頼性の基盤であると考えられます。

さらに、こうした内部管理・監査の基準や監査結果等を環境報告書において公表することにより、環境報告書の信頼性を一層高めることに役立つと考えられます。先駆的な事業者においては、このような取組が始められています。

4) 第三者レビュー

環境報告書について、その信頼性、網羅性等に関し中立的・独立的な第三者による検証や第三者意見表明等の第三者レビューを受けることにより、信頼性を高めることができます。欧米及び我が国の事業者において、このような第三者レビューの様々な取組の事例も増えつつあります。

現在行われている第三者レビューについては、環境報告に記載された「情報の正確性」の審査、環境報告の「報告内容の網羅性」の審査、実際に行われている「対策内容の適切性」の審査及び法律等の遵守状況の審査があります。さらに、実際には、これらが別々に実施されるとは限らず、複数が複合した形で実施される場合もあります。

こうした取組は信頼性を確保するための積極的な試みとして評価されます。しかし、現在行われている第三者レビューでは、「第三者」、「検証」、「監査」、「第三者意見表明」等と様々な用語が用いられていますが、これらの用語の定義は明確にはなされていません。このように、検証等に当たっての基準やガイドライン、さらには第三者レビューを行う組織や人の資質などが曖昧なままで、安易にこのような取組が広がっていくと、かえって社会的な信頼を失っていくおそれもあります。

環境省では、第三者レビューの取組は環境報告書の信頼性を高めていくための重要な手法の一つであると認識しており、今後、この効果と課題等を検討していく予定です。

第三者レビューの詳細については巻末の資料編を参照してください。

4 . 環境パフォーマンス指標について

事業者の自主的な環境保全活動を効果的に進めていくためには、自らが発生させている環境への負荷やそれへの対策の成果（環境パフォーマンス）を的確に把握し、評価していくことが不可欠です。この環境パフォーマンスを測るための指標が「環境パフォーマンス指標」です。事業者が環境保全上適切な環境パフォーマンス指標を選択することにより初めて、実際に意義のある環境保全活動を行うことが可能となります。

環境パフォーマンス指標は、環境保全活動に係る事業者内部における評価や意思決定に資する情報を提供するとともに、環境パフォーマンス情報を環境報告書等により広く一般に開示・提供する際に用いることを目的としています。併せて、利害関係者が事業者の環境保全活動を評価するための情報を提供すること等も目的としています。

このため、環境報告書の作成に当たっては、適切な環境パフォーマンス指標を選択し、記載することが必要です。

環境省では、2000年5月に「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会（座長：山本良一 東京大学国際・産学共同研究センター教授）」を発足させ、環境パフォーマンス評価の指標の望ましいあり方について調査・検討を進め、2001年2月に「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を発表しています。

この中で環境パフォーマンス指標が備えるべき要件として、以下のものを提示しています。

環境問題の状況や環境政策の動向を踏まえ、組織の重要な環境負荷や取組の状況等を的確に反映するものであること（適合性）。

経年の比較、国内外の同業他社及び他業種との比較、地域及び全国の環境の状況との比較、法令の要求事項との比較等を適宜可能とするものであること（比較可能性）。

その指標に係る情報について、信頼性のおけるものとするため、客観的立場から検証できるものであること（検証可能性）。

組織内部及び利害関係者により理解できるものであること（理解容易性）。

そして、この要件に基づき、環境パフォーマンス指標の枠組み（体系及び分類）を次ページの表のように整理しています。

またこの枠組みに従い、環境パフォーマンス指標を、

- ・ 共通的主要指標（共通コア指標）
- ・ 業態別主要指標（業態別コア指標）
- ・ 事業者選択指標

の3種類の類型に分けています。

本ガイドラインの第3章「環境報告書に何を記載するか」の「4 . 環境マネジメントに関する状況」及び「5 . 環境負荷低減に向けた取組の状況」で取りまとめている環境報告書に記載すべき項目と内容は、上記の「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を基に作成しています。したがって、環境報告書の作成に当たっては、これも参照することが望まれます。

表 環境パフォーマンス指標の枠組み（体系及び分類）

		事業エリア内での環境負荷（事業者が直接的に管理できる環境負荷）	上・下流での環境負荷（事業者が間接的に管理できる環境負荷）	
環境負荷 関連指標 （操業パ フォーマンス指標 （O P I））	インプット	物質	総物質投入量等	購入する製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入の指標等
		エネルギー	総エネルギー消費量等	
		水	水利用量等	
	アウトプット	大気	温室効果ガス、オゾン層破壊物質排出量等	
		水域・土壌	総排水量等	
		廃棄物	総排出量、再使用・再生利用量、最終処分量等	
		製品・サービス等		製品・サービス等の特性に応じた環境負荷の指標（製品群毎のエネルギー消費効率、使用済製品の回収・再生利用量等）
	輸送		総輸送量、輸送に伴うCO ₂ 排出量等	
	ストック汚染			
	土地利用			
その他環境リスク				
環境マネジメント関連指標（マネジメントパフォーマンス指標（M P 情報 I））		環境マネジメントシステム、環境適合設計、環境会計、情報開示・コミュニケーション、規制遵守、社会貢献		
経営関連指標		売上高、生産高、生産量、延べ床面積、従業員数 等		

* 環境パフォーマンスと経済パフォーマンスを両立させる、環境負荷の集約度又は環境効率(eco-efficiency)の算出等に使用するため、経営に関する指標も併せて提示されています。

5 . 環境会計情報について

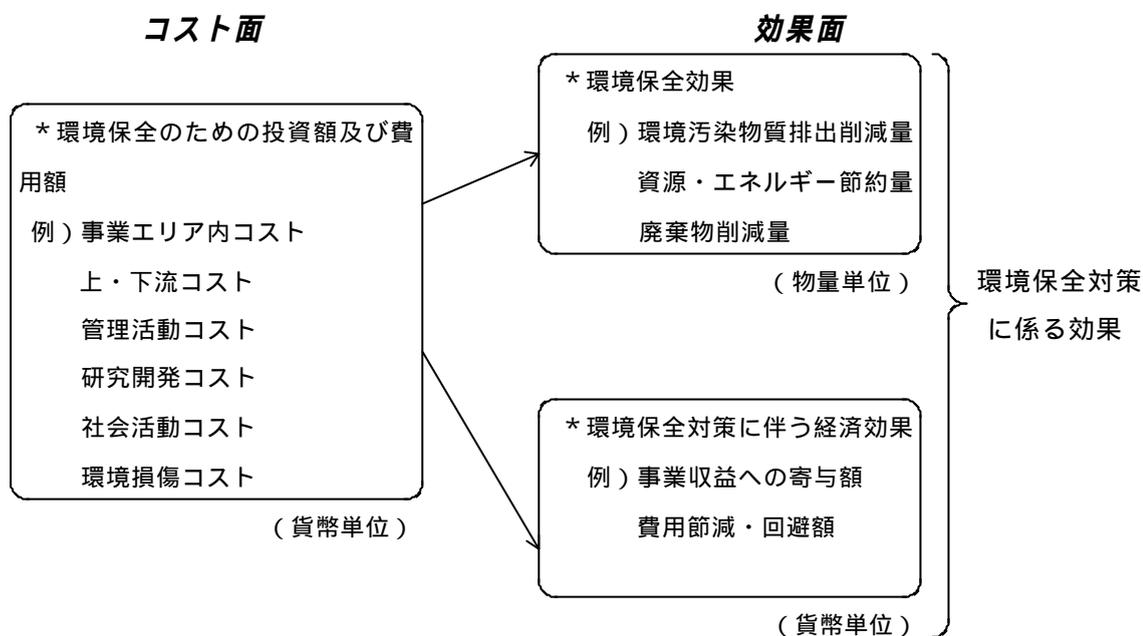
環境会計とは、事業者の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの一つです。事業者にとって環境会計は、環境マネジメントを進めるに当たって、自らの環境保全への取組をより合理的で効果の高いものにしていくための経営管理上の分析手段となります。一方で、社会的に見ると、環境保全活動に経済的資源が投入されている状況及びそれによる効果を、統一的な枠組みを通じて理解できる有効な情報手段となることから、環境会計情報についての社会的関心が高まってきています。

このため、環境会計情報は、環境報告書に必要と考えられる重要な項目の一つとなってきました。

環境省では、「環境会計システムの確立に関する検討会（座長：河野正男 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授）」を設置し、環境会計システムのあり方と環境会計ガイドラインのあり方について検討を行い、その成果を『環境会計システムの確立に向けて（2000年報告）』としてと

りまとめ、2000年5月に発表しました。

このうち「環境会計システムの導入のためのガイドライン」では、環境会計の枠組みについて、「環境保全コスト」の各項目と「環境保全効果」とが可能な限り対比できるようにするとともに、「環境保全対策に伴う経済効果」の要素を適切な形で織り込むことにより、全体として環境保全コストとそれに対応する効果がバランスよく表示できるような枠組みを提案しています。



この中で、「環境保全コスト」とは、環境保全のための投資額及び費用額と定義し、個々のコストが環境保全コストに該当するか否かは支出目的を原則とし、把握(測定)方法については直接把握(測定)を原則としていますが、これが難しい場合には、差額の集計、按分集計等、実務的に対応可能な方法を提案しています。

ガイドラインにおける環境保全コストの分類及び具体的分類は以下のとおりです。

生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト
(略称: 事業エリア内コスト)

ここで、事業エリアとは、物流・営業活動を含む事業者が直接的に環境への影響を管理できる領域のことを言います。

生産・サービス活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト(略称: 上・下流コスト)

管理活動における環境保全コスト(略称: 管理活動コスト)

研究開発活動における環境保全コスト(略称: 研究開発コスト)

社会活動における環境保全コスト(略称: 社会活動コスト)

環境損傷に対応するコスト(略称: 環境損傷コスト)

また、ガイドラインでは、環境保全対策に係る効果を把握する方法として、

環境負荷量やその増減を把握(測定)する場合に適した「物量単位」

環境保全対策に伴い事業者が得られた事業収益や費用の節減・回避を把握する場合に適した「貨幣単位」

の二つの方法を提案しています。

事業活動による環境負荷を抑制又は回避する「環境保全効果」は、物量単位で把握され、事業者の環境保全対策の費用対効果を検討する際には、まず初めに把握すべき項目です。環境保全コストの項目と可能な限り対応する形で把握（測定）すべきであり、本ガイドラインでは事業エリア内で生じる環境保全効果（事業エリア内効果）、上・下流で生じる環境保全効果（上・下流効果）、その他の効果の三つに分類しています。

また、それぞれの効果について、単純な物量指標による経年変化の表示のみでは事業者の努力の実態を正しく伝えられない場合があります、比較指標の例についても提案しています。

事業収益に貢献する効果を金額ベースで把握する「環境保全対策に伴う経済効果」の算定については、確実な根拠に基づいて算出される経済効果と仮定的な計算に基づく経済効果とに分類しています。ここで、確実な根拠に基づいて算出される経済効果とは、実質的に発生する経済効果であり、環境会計に盛り込むことが望まれますが、仮定的な計算に基づく経済効果については、推定計算を含むため、あえて公表は求めていません（あえて公表する場合には、推定等を行う際の算定根拠を示すこと等が必要です。）。

環境会計情報の公表については、環境会計情報を公表する際の利便性を考えて、環境保全コスト主体型（二種類）、環境保全効果主体型、総合効果対比型の4種類のフォーマットを添付しています。

以上のように、環境報告書に環境会計情報を記載する場合には、この「環境会計システムの導入のためのガイドライン」を参照することが望まれます。これは、環境省のホームページ <http://www.env.go.jp/policy/kaikei/index.html> で閲覧することができます。このホームページには、この他に「環境会計支援システム」、「環境会計ガイドブック」等も掲載されています。